

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁成育局保育政策課）

項 目 名	家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置		
税 目	所得税		
要望の内容 容	子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずることによって、子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図る。		
	(2) 施策の必要性 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は、減少傾向にあるものの年間約 15 万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約 11 万人で緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約 70%となっている。 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の 1 つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組む必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1・2. （略） 3 保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進 4～8. （略） ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）（抄） Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決 6. 家事等の負担軽減 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ iii) 税制措置を含む経済的支援策の検討 今後創設する新たな国家資格保有者等による家事支援サービスや保育士・看護師等によるベビーシッター等の安全で質の高いサービスの利用促進に向け、税制措置を含む新たな支援策を検討する。 ○女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）（令和8年6月26日閣議決定）（抄） 3. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容 （1）仕事と子育て・介護等との両立支援 これまでも政府は、柔軟な働き方を実現するための企業による取組の拡充など仕事と子育て・介護等との両立を進めるための様々な取組を行ってきたところであるが、日本成長戦略における戦略 17 分野を始めとした労働需要が高まっているところ、こうした成長分野を始めとした様々な分野で働く方々が子育てや介護等によりキャリアをあきらめることなく、さらに活躍できるような環境整備が必要である。このため、これまでの取組に加え、必要とされる方が家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、例えば、家事支援サービスの国家資格（技能検定）の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、サービスの利用に対する税制措置を含む支援策を検討すること。
		政策の達成目標	・第一子出産前後の女性の継続就業率を 2030 年までに 80.0%とする。（2021 年：69.5%） ・介護をしている者に占める有業者の割合を上昇させる（2022 年：58.0%）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置は、 ・認可保育所等における共通的な支援内容ではカバーしきれない随時個別に生じる保育や、子育て世帯の家事に係る支援ニーズ、 ・介護保険制度のサービスでは対象とならない、介護を行う家族の家事に係る支援ニーズ、 等、既存制度で包含できない社会的ニーズに対応することを目的としたもの。各自が必要に応じて保育・家事支援サービスを利用する際の経済的負担を税制措置により軽減することで、子育てや介護等を理由とする離職を防止し、仕事と子育て・介護等との両立を後押しする。 なお、予算事業による支援の場合は、申請を受けた上で、行政側が審査を行い、交付の決定を行うことが原則。一方、租税特別措置等の場合は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能となり、利用者の随時個別に生じるニーズに対応したサービス利用に対して経済的負担を効果的に軽減することができる。こうした点において、家事・育児等による負担を柔軟に軽減する上で、予算事業にはない優位性を持つと考えられる。
		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	平成 28 年度、29 年度、30 年度、31 年度、令和 2 年度において、厚生労働省と内閣府の共同要望により「子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設」として、ベビーシッター・認可外保育施設の利用料に関する税額控除の創設を要望。また。令和 8 年度においてはこども家庭庁の単独要望として、「ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置」を要望。	